㊨

茨城地方最低賃金審議会の意見に関する公示

茨城労働局一般公示第 99 号

令和８年 11 月 17 日茨城地方最低賃金審議会から茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第３項において準用する同法第 11 条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、茨城県の区域内で鉄鋼業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第３項において準用する同法第 11 条第２項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第８条の規定に基づき、令和８年 12 月２日までに茨城労働局長あて（水戸市宮町１－８－31 茨城労働局労働基準部賃金室内）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年 11 月 17 日

茨 城 労 働 局 長

佐 藤　　悦 子

記

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る茨城地方最低賃金審議会の意見の要旨

茨城県鉄鋼業最低賃金を別紙のように定めること。

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金

１　適用する地域

茨城県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業による製品の洗浄又は包装の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，２２７円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和９年２月１日